

府監第1722号
令和8年1月22日

＊＊＊＊様

大阪府監査委員	高 橋 明 男
同	中 務 裕 之
同	鈴 木 一 水
同	川 村 和 久
同	白 木 恵 士

住民監査請求について（通知）

令和7年12月15日にあなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

記

第1 請求の要旨

住民監査請求書及び事実証明書の内容から、請求の要旨を概ね次のとおりと解した。

1 監査対象事項

大阪府教育庁（以下「教育庁」という。）及び大阪府立＊＊＊＊＊学校（以下「本件学校」という。）による特定の生徒（以下「当該生徒」という。）の転学に伴う引継資料の作成及び訂正作業に係る人件費支出

2 前記1の事項が違法又は不当である理由

教育庁及び本件学校は、当該生徒の転学に伴う引継資料作成において、A²アセスメントの科学的運用規則を無視した虚偽データを含む公文書を作成し、＊＊市教育委員会へ交付した。このような「瑕疵ある成果物」の作成及び訂正作業に費やされた時間に対する給与の支給は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第2条第14項に違反する違法・不当な公金の支出である。

3 求める措置の内容

- (1) 公金（給与・手当）について当事者又は管理監督者に返還させること。
- (2) 誤ったアセスメントを作成・決裁した「起案者」及び「決裁権者（校長）」を特定し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分を検討するよう勧告すること。
- (3) A²アセスメントの開発者監修版の当該生徒に係るA²アセスメントを正本として採用し、誤ったデータを公文書から抹消・破棄するよう是正措置を講じること。

第2 住民監査請求の要件に係る判断

- 1 最高裁判所第二小法廷昭和62年2月20日判決によれば、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、当該監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき所定の期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されておらず、監査請求に新たに違法、不当事由を追加し又は新証拠を提出しても別個の監査請求になるものではないとされている。
- 2 本件請求において、請求人は、教育庁及び本件学校が、当該生徒の転学に伴う引継資料作成において、科学的根拠を無視し、事実と異なる評価を記載した公文書を作成したことは、地方公務員法上の「職務」とは認められず、当該作成時間に対して支払われた給与は、公金の不当利得である旨、当該文書に係る訂正作業等に費やされた人件費は、本件学校側の過失によって府が被った損害である旨を主張して、その是正等を求めている。

しかしながら、かかる本件請求は、請求人が令和7年10月15日に提出した監査請求において、個別の教育支援計画の記載内容、これに関する保護者からの要請等への対応や転学の引継ぎに係る対応に不備があり、教育長、本件学校の校長、本件学校及び教育庁の職員への人件費の支払が違法であるとして、その是正を求めた請求と同様の趣旨のものである。かかる請求に対しては、請求人が指摘する事項を含め、上記職員らのいじめ対応等が不適切なものであったということはできず、上記職員らへの人件費の支払が違法・不当と言えない旨、同年12月18日付で請求人に監査結果を通知しているところである。

なお、請求人は、前記第1の3(2)及び(3)に係る措置をも求めているが、これらは財務会計上の行為又は怠る事実の是正を求めるものとは認められない。

したがって、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象とする監査請求を重ねて行うものであるから、適法な請求とは認められない。

第3 結論

以上のとおり、本件請求は、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為と同一の行為を対象として重ねて監査請求を行うものとして不適法であるから、却下する。